

豊田市営住宅契約の更新に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市営住宅条例（平成9年条例第43号。以下「条例」という。）第11条の2第4項に規定する入居に係る契約の更新に関して、必要な事項を定めるものとする。

(更新要件)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、条例第11条の2第4項の規定による入居に係る契約の更新（以下「契約更新」という。）の承認をしないものとする。ただし、第1号、第2号にあっては第3条に規定する場合を除く。

- (1) 条例第27条第2項の規定による高額所得者の認定を受けている者
- (2) 更新申請期限（入居期間が満了する日の6月前の日から3月前の日をいう。）以前の直近2年間連続して、条例第27条第1項の規定による収入超過者の認定を受けている者
- (3) 市町村税を20万円以上滞納している者
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかでない者
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること
- (6) 条例第14条第1項に規定する家賃を納付していない者のうち、豊田市営住宅家賃滞納者等法的措置実施要綱（平成26年4月1日要綱）第3条に規定する事由に該当する者
- (7) 条例第21条から第26条までに規定する保管義務に違反している者のうち、違反の内容、程度、是正状況その他の事情から、入居に係る契約を解除するのが相当と認める者
- (8) 前2号に掲げるもののほか、入居に係る契約を解除するのが相当と認める者
- (9) 条例第11条の2第4項の規定により前回の契約更新の承認を受けた者のうち、前回の契約更新時における義務違反を是正していないもの

2 市長は、前項各号のいずれにも該当しない者については、契約更新の承認をすることができる。

3 前項の規定により、入居に係る契約の更新の承認を受けようとする者は、現在の入居状況に関し、是正等計画書（様式第1号）又はこれに代わるものを提出するものとする。

(更新要件の例外)

第3条 市長は前条第1項第1号及び第2号の規定に該当する者が次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合においては、条例第11条の2第1項の規定における申請時に事由を証する書類を提出することにより、条例第11条の2第2項第1号の審査における第6条第1項第3号の規定を満たす者とみなす。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年2月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月2日から施行する。

別記

豊田市営住宅高額所得者及び収入超過者の更新緩和基準

要綱第3条第1項（以下、当該規定とする）に定める事由における要件の緩和基準については、次のとおりとする。

（病気等による要件緩和）

第1 病気等による要件緩和は、入居者又は同居者（以下「入居者等」という。）が1月以上の入院治療を要する程度の疾病にかかったとき又はけがを負ったときとし、原則として次の場合当該規定を適用することとする。

（1） 収入認定月額から1月に要する医療費を控除した額が収入超過基準を下回る場合

（2） 収入認定月額から1月に要する医療費を控除した額が収入超過基準を下回らない場合かつ病状が重く当該住宅からの移動が困難であると認める場合

2 当該申請しようとするときは、病状の確認のため次の書類を提出しなければならない。

（1） 病気の具体的内容、治癒見込み時期等を明記した医師の診断書

（2） 医療費の支出内容を証明するための領収書等

（災害等による要件緩和）

第2 入居者等が、災害によりその財産に著しい損害を受けた場合で、その損害の額が収入認定月額の3倍を超えるときは、損害の額及び入居世帯の実情を勘案し、当該規定を適用することとする。

（失職による要件緩和）

第3 入居者等が、既に失職している際は収入の再計算をした時、収入月額が収入超過の基準を下回る場合に当該規定を適用する。

2 入居者等が、定年退職等の理由により入居満了日から1年以内に失職が明らかな場合は、当該規定を適用する。

3 当該申請をしようとするときは失職等を確認する為に、次の書類を提出しなければならない。

（1） 失職したこと及び収入を証明する書類

（2） 解雇予告通知書等失職することを証明する書類